

神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場の利用に関する運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例（平成27年神奈川県条例第11号。以下、「条例」という。）及び神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例施行規則（平成28年神奈川県規則第33条。以下、「規則」という。）に基づき、指定管理者である公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（以下、「指定管理者」という。）が管理運営する神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場（以下、「カヌー場」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(開場日)

第2条 カヌー場の休場日を次のとおりとし、それ以外を開場日とする。

- (1)月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日」という。）に当たるときを除く。）
- (2)休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。）
- (3)12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、競技会、大会等必要があると認めるときは、神奈川県知事（以下、「知事」という。）の承認を得て、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることがある。

(開場時間)

第3条 カヌー場の開場時間は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

- (1)1月1日から4月30日まで及び10月1日から12月31日まで 午前9時から午後4時30分まで
- (2)5月1日から9月30日まで 午前7時から午後5時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開場時間を臨時に変更することがある。

(利用料金)

第4条 利用料金は、別表1による。

(利用料金の減免)

第5条 利用料金の減免については、別表2による。

(利用の申し込み及び承認)

第6条 湖面（棧橋、競技コース）、管理棟（会議室、研修室）及び艇庫を利用する者は、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から利用日の当日（5月1日から9月30日までの間に利用しようとする場合にあっては、利用日の7日前）までに、「利用申込書」を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 湖面利用について、施設管理上適当と認めるときは、次の条件を付してカヌー場の利用を承認する。

- (1)安全確保のため、原則的には、2艇以上（団体・グループ単位での利用も含む。）

で利用するものとし、その中には人を救助できる能力を有する経験者を1人以上配置すること。ただし、Eボート及び競技用ボート4人乗り以上の艇については、1艇での利用を可能とするが、その場合、必ず貸与する無線機を携帯すること。

- (2) カヌー及び競技用ボートは、動力又は風力によらない艇とする。
- (3) 護岸スロープから先、栈橋や湖面上では、原則、ライフジャケットを着用すること。
- (4) 湖面上での行動は、原則、団体、グループ単位とする。
- (5) 緊急避難以外は、他の護岸への上陸はしないこと。
- (6) 湖面は、原則、右側通行とする。
- (7) 遊覧船の運航を妨げないこと。
- (8) 事故が発生した場合は、ただちにカヌー場管理棟へ報告すること。

TEL 046-288-1561

(9) 湖面保護区域及び湖面制限区域には立ち入らないこと。(別添図面)

(10) 荒天時における施設の利用について、指定管理者の判断により一部制限する場合があること。

3 承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の承認を与えないことができる。

- (1) カヌー場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他、カヌー場の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になると認められるとき。

(利用の申し込み方法及び承認)

第7条 利用の申し込みは、指定管理者が指定する様式に必要な事項を記入のうえ、次の様式により指定管理者へ提出する。

- (1) 艇庫利用申込書(第1号様式)
- (2) カナディアン・カヤック利用申込書(第3号様式)
- (3) 会議室・研修室利用申込書(第4号様式)
- (4) 湖面利用申込書(第5号様式)

2 前条第2項の条件を満たす場合は、指定管理者は利用者へ次の様式を提出し、利用を承認する。

- (1) 艇庫利用承認書(第2号様式)
- (2) カナディアン・カヤック利用承認書(第3号様式)
- (3) 会議室・研修室利用承認書(第4号様式)
- (4) 湖面利用承認書(第5号様式)

(利用承認の取り消し等)

第8条 指定管理者は、利用の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 指定管理者が付した条件に違反したと認めたとき。
- (2) 条例及び規則並びに当該運用規程に違反したとき。
- (3) 第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)その他、指定管理者が必要と認めたとき。

(利用料金の納付)

第9条 利用料金は前納とし、指定管理者が発行する納入通知書（第6号様式）により納付するものとする。

2 納付方法は、次のとおりとする。

(1)納付方法は、指定管理者の指定する口座への振り込み又は現金による支払いとする。

(2)口座へ振り込む手数料は、利用者の負担とする。

(3)振込の場合は、利用者は、指定管理者が指定する期日までに納付する。現金による支払いの場合は、みやがせミーヤ館（県立宮ヶ瀬やまなみセンター別館）に利用する前までに支払うものとする。

3 納付された利用料金は還付しない。ただし、災害その他利用の承認を受けた者の責めに帰すことができない理由により施設等を利用することができないと認めたときは、この限りではない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別表 1)

神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場の利用料金

区 分		単位	利用料金	利用料金の上限額	
艇 庫	艇長 5メートル 未満のカヌー等	利用の期間が 1 日以上 6 月未満の場合	1 日	60円	60円
		利用の期間が 6 月以上 1 年未満の場合	1 月	1,530円	1,530円
		利用の期間が 1 年の 場合	1 年	15,980円	15,980円
	艇長 5メートル 以上10メートル 未満のカヌー等	利用の期間が 1 日以上 6 月未満の場合	1 日	110円	110円
		利用の期間が 6 月以上 1 年未満の場合	1 月	3,070円	3,070円
		利用の期間が 1 年の 場合	1 年	31,950円	31,950円
	艇長10メートル 以上のカヌー等	利用の期間が 1 日以上 6 月未満の場合	1 日	170円	170円
		利用の期間が 6 月以上 1 年未満の場合	1 月	4,320円	4,320円
		利用の期間が 1 年の 場合	1 年	47,370円	47,370円
カナディアンカヌー 及びカヤック	1 人乗り	2 時間	200円	200円	
	2 人乗り	同	400円	400円	
	4 人乗り	同	810円	810円	
会議室		1 時間	1,340円	1,340円	
研修室 1		同	250円	250円	
研修室 2		同	250円	250円	

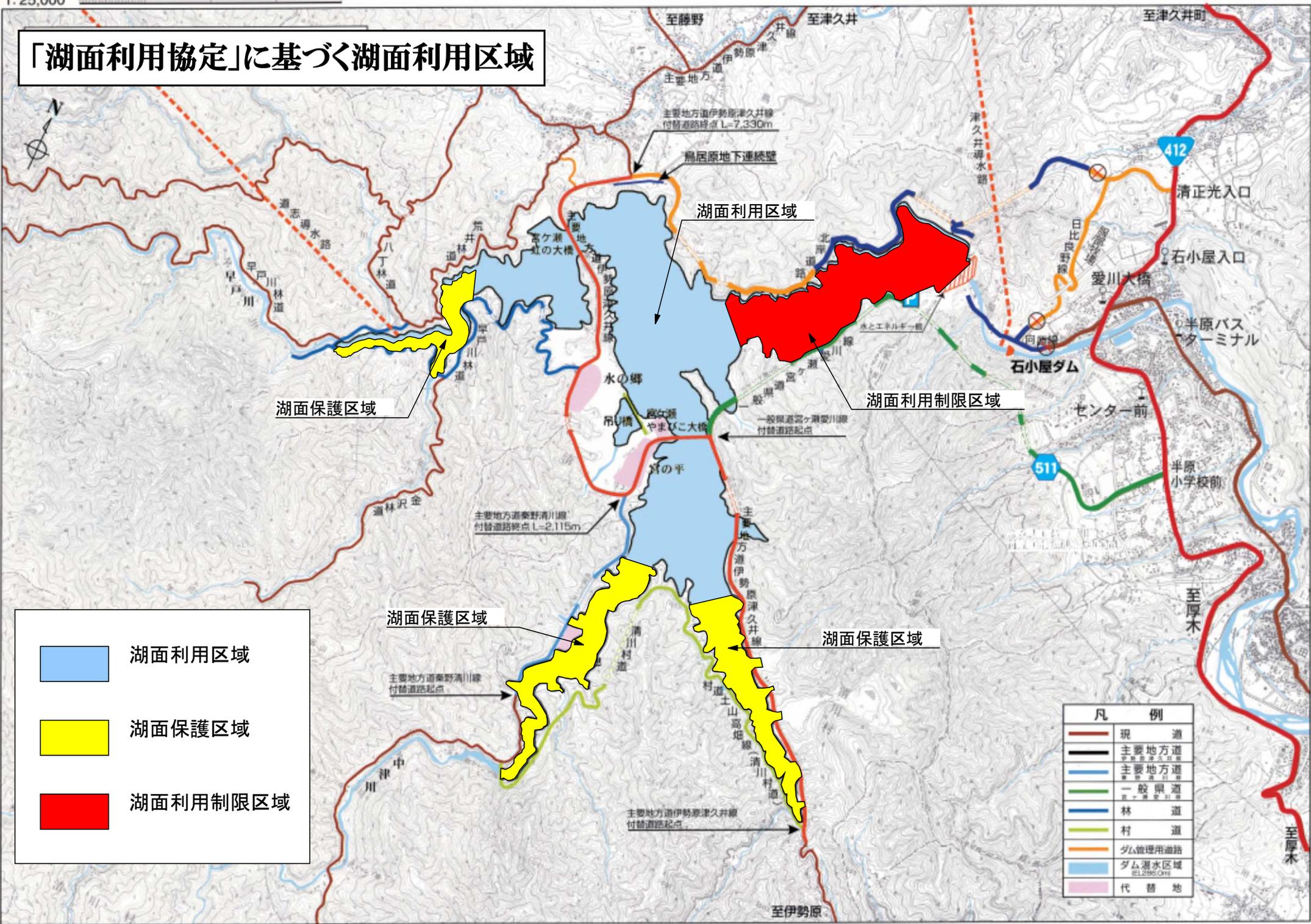
※宮ヶ瀬湖カヌー場の利用料金は、利用料金の上限額とする。

(別表2)

神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場減免規定

利用料金の減免対象	利用料金の減免額
<p>○神奈川県が保管する艇及び実施する行事</p> <p>○指定管理者が保管する艇及び実施する行事</p>	免除
<p>○学校がスポーツ振興及びクラブ活動のために保管する艇並びに実施する行事</p> <p>○市町村がスポーツ振興及び地域振興のために保管する艇並びに実施する行事</p> <p>○特定非営利活動法人がスポーツ振興及び地域振興のために保管する艇並びに実施する行事</p> <p>○公共的団体がスポーツ振興及び地域振興のために保管する艇並びに実施する行事</p>	1 / 2 の額に減額
<p>○その他、理事長が特に認める場合</p>	1 / 2 の額に減額

「湖面利用協定」に基づく湖面利用区域



第1号様式

神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場艇庫利用申込書

年 月 日

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長 様

申込者 郵便番号

住 所

氏 名 (法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場の利用に関する運用規程第6条第1項の規程により、次のとおり艇庫の利用を申し込みます。

区 分	利 用 単 位	利 用 期 間	数 量
艇長5メートル未満のカヌー等	1日・1月・1年	年 月 日から 年 月 日まで	艇
艇長5メートル以上10メートル未満のカヌー等	1日・1月・1年	年 月 日から 年 月 日まで	艇
艇長10メートル以上のカヌー等	1日・1月・1年	年 月 日から 年 月 日まで	艇
利用責任者	住 所	郵便番号	
	氏 名	電話番号	

第2号様式

神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場艇庫利用承認書

年 月 日

様

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長 ㊟

神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場の利用に関する運用規程第6条第1項の規定により、次のとおり艇庫の利用を承認します。

区 分	利 用 単 位	利 用 期 間	数 量
艇長5メートル未満のカヌー等	1日・1月・1年	年 月 日から 年 月 日まで	艇
艇長5メートル以上の10メートル未満のカヌー等	1日・1月・1年	年 月 日から 年 月 日まで	艇
艇長10メートル以上のカヌー等	1日・1月・1年	年 月 日から 年 月 日まで	艇
利 用 責 任 者	住 所	郵便番号	
	氏 名	電話番号	
備 考			

第3号様式

カナディアン・カヤック利用申込書

年 月 日

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長 様

申込者 住 所
名 称
代 表 者

区分	[カナディアン] ・ 1人乗り 艇 ・ 2人乗り 艇 ・ 4人乗り 艇
	[カヤック] ・ 1人乗り 艇 ・ 2人乗り 艇 ・ 4人乗り 艇
利用目的	
利用日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分
連絡責任者	電話番号
利用艇数	計 艇 (カナディアン 艇、カヤック 艇)

上記のとおり申し込みます。

カナディアン・カヤック利用承認書

年 月 日

様

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長 (公印省略)

本件について、次のとおり条件を付けて承認します。

※利用料は、 円 (消費税相当額 円を含む。) とする。
※利用料は、直接みやがせミーヤ館にお持ちいただくか、別紙の指定金融機関へお振り込み下さい。

第4号様式

宮ヶ瀬湖カヌー一場会議室・研修室利用申込書

年 月 日

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長 様

申込者 住 所
名 称
代 表 者

区分	会議室 ・ 研修室 1 ・ 研修室 2		
利用目的			
利用日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分		
連絡責任者		電話番号	
利用人員	計 人 (男性 人 女性 人)		

上記のとおり申し込みます。

宮ヶ瀬湖カヌー一場会議室・研修室利用承認書

年 月 日

様

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長 (公印省略)

本件について、次のとおり条件を付けて承認します。

※利用料は、 円 (消費税相当額 円を含む。) とする。
※利用料は、直接みやがせミーヤ館にお持ちいただくか、別紙の指定金融機関へお振り込み下さい。

湖面利用申込書

年 月 日

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長 様

申込者 住 所
名 称
代 表 者

区分	カヌー (競技用 ・ 一般) ・ ボート (漕艇)		
利用目的			
利用日時	月 日 () 時 分 ~ 時 分		
連絡責任者		電話番号	
利用人員	計 人 (うち、経験者 人) 男性 人 女性 人		
利用者区分	県 内 ・ 県 外 ()		
	一 般 ・ 大 学 ・ 高 校 ・ その他 ()		

上記のとおり申し込みます。

湖面利用承認書

年 月 日

様

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長 (公印省略)

本件について、次のとおり条件を付けて承認します。

--

(表面)

第6号様式

(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

納入通知書・領収書

住所

氏名

様

納付期限 年 月 日

金額 円

課名 施設課

ただし 利用料

上記のとおり納付してください。

年 月 日

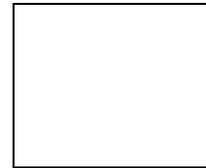
(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長
(公印省略)

振込手数料は、納付者負担でお願いします。

納付できる金融機関については、裏面を御覧ください。(納入者用)

上記の金額を領収しました。

領収日付印



(裏面)

1. 指定金融機関 (株) 横浜銀行 厚木支店
口座番号 1 5 9 7 8 0 0 口座種別 普通
口座名義人 (公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

2. 指定金融機関 神奈川つくい農業協同組合 串川支店
口座番号 7 3 7 9 3 5 5 口座種別 普通
口座名義人 (公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団